

親族は高齢者のお金を取り放題???

~~高齢者の財産虐待被害とその対処について~~

高齢者が保有する預貯金などの財産被害が頻発しています。電話詐欺などの特殊詐欺に加えて、家族・親族・介護職員が、高齢者の財産を盗むことや預金を勝手に引き出して自分のものにしてしまう事態が頻発しています。介護事業者は、そのような問題が起きた場合の法律知識を押さえておく必要があります。以下、刑事責任と民事責任に整理の上でお伝えします。



一. 犯人の刑事責任

①基本

刑法には窃盗罪が規定されています。
「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。(刑法第235条(窃盗罪))」

他人の財産を盗めば、刑罰の対象となるのが基本です。

②犯人が親族の場合

刑法には【親族相盗例】という親族間の犯罪の特例が定められています。

「1.配偶者※1、直系血族※2又は同居の親族※3との間で第235条の罪、第235条の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。

2.前項に規定する親族以外の親族との間で犯した同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3.前二項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。(刑法244条(親族相盗例))」

※1 配偶者：婚姻関係にある相手方。内縁関係は含まず。

※2 直系血族：祖父母-父母-子-孫といった縦の関係の血族をいう。法定血族の養子も含む。兄弟や従妹といった血族は含まず。

※3 同居の親族：直系血族を除く6親等内の血族および3親等内の姻族をいう。

この特例は、被害者と加害者の間に親と子、兄弟姉妹といったある一定の親族関係があった場合、刑罰を免除するという特例です。

<法は家庭に入らず>という社会風習や文化が背景にあります。

弁護士としては、いくら家族間であっても、盗んだり騙し取ったりする額が数千万円にも及ぶような場合にまで、常にその刑を免除することが妥当なのか疑問を持たないわけではありません。

しかしながら、この特例は法的に有効です。

この特例により、親族が高齢者の財産を盗んだ場合、刑が免除されてしまいます。被害にあった高齢者が警察に被害申告を行ったとしても、残念ながら、警察は動きません。

③犯人が親族以外の場合

当然に窃盗罪（刑法235条）が適用となります。

犯人が介護職員の場合は、逮捕・実刑・ニュース報道など、大きな問題になってしまいうこともあります。



親族であるかどうかでまったく違う結果に・・・



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

〔東京弁護士会所属〕

〔代表〕 谷 靖介 (東京弁護士会登録)

〔事務所所在地〕

東京都 (日本橋)

千葉県 (市川・津田沼・千葉・成田)

茨城県 (鹿島)

二. 民事上の責任

①基本

高齢者の財産を盗んだり、勝手に預金を引き出せば、当然に返還義務を負います。

実行犯人は、民法上の不法行為（民法709条）に基づく損害賠償義務又は不当利得（民法703条）に基づく返還義務を負います。

これは、**犯人が親族でも親族以外の第三者でも変わりません。**

1. 相続発生前（高齢者健在）の場合

高齢者が自分自身で、犯人に対して返還請求を進める必要があります。

高齢者が認知状態の場合は、法定後見人等による返還請求手続きが必要となります。

2. 相続発生後（高齢者死亡後）の場合

相続人が返還請求を行うこととなります。相続人が犯人の場合、返還を求める権利と返す義務が一緒になってしまい、一部の返還請求権が消滅することがあります（民法上では「混同」といいます）。

②実務上頻発する事態

盗んだ犯人が「これは高齢者から贈与を受けた」「承諾を得て引き出した」「管理を任されていた」などと反論することがあります。犯人がこのような反論をする場合、時には民事裁判手続きなどで返還を求めていくことになります。

三. 介護事業者の責任

訪問介護事業などで職員が利用者の財産を盗むなど、利用者へ損害を与えてしまった場合、介護事業者は、当然に賠償責任を負います。時には、介護事業者が莫大な損害賠償義務を負うこともあります。

そして、そのような犯罪行為に手を染めた職員は、盗んだお金を浪費などしてしまい、事業者が支払った賠償金を犯人本人に負担させることは非常に難しいことが多いといえます。このような事態は事業所運営に深刻な損害を与えます。

そのため、職員の不正行為の予防教育、不正行為のチェック防止体制、預金管理の業務ルール、身元保証人の取り付け、窃盗等保険の賠償保険加入検討、などが必要となります。

編集後記

近頃は、クレーム利用者やクレーム家族対応などの法律相談をよくお受けしています。

介護事業者にとって、行政対応やクレーム対応は、逃げたくても逃げられないもの。そして、真面目に真摯に介護の仕事に向き合っている方ほど、こういったトラブルで精神的に参ってしまうようです。

このようなトラブルは、弁護士はお手のものです。弁護士としては、やはり頼りになるのは法律知識と交渉・対峙力です。

真面目に介護事業に向き合う皆様に法の手で助力できるよう、日々、研鑽を積んでおります。



弁護士法人リーガルプラス代表弁護士 東京弁護士会所属
谷 靖介（たに やすゆき）

石川に生まれ、東京で幼少期を過ごす。1999年明治大学法学部卒業、2004年弁護士登録。日本弁護士連合会の公設事務所プロジェクトに参加し、2005年、実働弁護士ゼロ地域の茨城県鹿嶋市に赴任。翌年には年間500名以上の法律相談を担当し、弁護士不足地域での法務サービスに尽力する。弁護士法人リーガルプラスを設立し、複数の法律事務所を開設し、介護医療事業への法務支援に注力。経営者協会労務法制委員会講師を務めるなど、講演経験やメディア出演も多数。



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス
〔東京弁護士会所属〕

[発行・お問い合わせ]

弁護士法人リーガルプラス 東京法律事務所 事務局
TEL : 03-4455-9129

〔担当：岩本／電話受付時間：平日9：30～17：00〕
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階
<https://www.legalplus-kigyohoumu.net/kaigo/>